

## 南箕輪村行政評価実施要領

平成 23 年 4 月 1 日

### 1. 趣旨

この要領は、村民本位の村政運営と、行政の透明性及び信頼性の向上をより一層図るため、南箕輪村が行う行政評価に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2. 評価の目的

行政評価は、次に掲げる事項を目的とし実施するものとする。

- (1) 施策や事務事業を客観的に評価し、その結果を翌年度以降の施策の展開や事務事業の実施等に適切に反映させることにより、成果を重視した行政運営を進めること。
- (2) 施策や事務事業の目的、内容及び成果をわかりやすく村民に示すことにより、村民に対する行政の説明責任を果たすとともに、住民参加型の開かれた行政を推進すること。

### 3. 評価の対象

行政評価の対象は、原則として南箕輪村総合計画に掲げられた施策及び当該施策を構成する事務事業（以下「事務事業等」という。）とする。

### 4. 評価の視点

行政評価は、次の視点により行うものとする。

- (1) 妥当性
  - ア 国、県、民間及び地域との役割分担から、当役場が行う必要があるか。
  - イ 事業の目的の達成のため、現在的手段・方法に改善の余地はあるか。
- (2) 公平性
  - ア 事業の目的に照らし、受益者が特定個人・団体に偏っていないか。
  - イ 受益者の費用負担は、コストに対し適切な金額となっているか。
- (3) 有効性
  - ア 政策及び施策実現や住民満足向上のため、有効な事業であるか。
  - イ 当該年度の目標に対し、達成度合いは計画通りであるか。
- (4) 効率性
  - ア 他市町村及び類似事業に比較し、コストがかかりすぎていないか。
  - イ 予算及び人員と成果の関係で、単位当たりの効率性は適正であるか。
- (5) 優先性
  - ア 社会環境変化等の行政需要に照らし、次年度も実施すべきか。
  - イ 事業を廃止又は延伸した場合、何らかの影響が予測され、その程度はどうか。

### 5. 評価の方法

行政評価は、対象事務事業等ごとに作成された評価シートに基づき評価する。